

## 岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱

平成11年9月27日 決裁  
平成15年3月19日 決裁  
平成17年3月25日 決裁  
平成20年3月31日 決裁  
平成27年4月 1日 決裁  
平成27年7月29日 決裁  
平成29年3月31日 決裁  
平成31年3月29日 決裁  
令和 3年3月29日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札契約制度の一層の透明性を高め、事業者間の適正な競争を図るため、工事等（次条に規定する建設工事、建設工事に係る委託業務及び物品の買入れをいう。以下同じ。）の入札に係る予定価格を公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱による予定価格の公表の対象は、次に掲げる工事等とする。ただし、当該予定価格を公表することにより契約に係る事務に関し著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、公表の対象としないことができる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び工事監理業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。）
- (3) 物品の買入れのうち、予定価格が3,000万円以上のもの

(公表の時期)

第3条 予定価格の公表時期は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 建設工事 岐阜市上下水道事業部公共工事等の発注の見通し及び競争入札等の情報の閲覧等に関する規程（平成13年岐阜市水道部管理規程第10号。以下「閲覧規程」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める日
  - ア 総合評価落札方式による工事（建築一式工事、電気工事及び管工事を除く。）のうち、予定価格が5,000万円以上のもの 落札者が決定した日
  - イ アに掲げる工事以外の工事 一般競争入札の公告日又は指名通知をした日
- (2) 建設工事に係る委託業務 落札者が決定した日
- (3) 物品の買入れ 落札者が決定した日

(公表の方法等)

第4条 予定価格の公表は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 建設工事 閲覧規程第7条第2項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法

ア 前条第1号アに掲げる工事 入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業部上下水道事業政策課（以下この項において「上下水道事業政策課」という。）において閲覧に供し、及び岐阜市ホームページ（以下この項において「市ホームページ」という。）に掲載する方法

イ 前条第1号イに掲げる工事 アに掲げる方法及び公告又は指名通知書に予定価格を記載する方法

(2) 建設工事に係る委託業務 入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業政策課において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載する方法

(3) 物品の買入れ 入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業政策課において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載する方法

2 前項の規定により閲覧に供する期間は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 建設工事 閲覧規程第7条第1項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める期間

ア 前条第1号アに掲げる工事 落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで

イ 前条第1号イに掲げる工事 一般競争入札の公告日又は指名通知の日から落札者決定後5年を経過する日まで

(2) 建設工事に係る委託業務 落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで

(3) 物品の買入れ 落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施工期日）

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の岐阜市上下水道事業部予定価格の公表の試行に関する要綱の規定は、平成27年8月1日以降に入札の執行に係る公告若しくは通知をし、又は見積書の提出を依頼する案件から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の岐阜市上下水道事業部予定価格の公表の試行に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」と総称する。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の岐阜市上下水道事業部予定価格の公表の試行に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。